

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：岩手中部水道企業団

令和8年7月2日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	71.5	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.3	%
全職員	64.4	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	—	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	81.0	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	—	%
26～30年	—	%
21～25年	71.8	%
16～20年	—	%
11～15年	85.4	%
6～10年	106.2	%
1～5年	93.0	%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報について

- ・【任期の定めのない常勤職員】女性職員は職員採用を開始したH30年以降に採用された勤続年数が短い職員が多いため、男性職員に比べ平均給与が低くなっている。(平均勤続年数 男性：21.3年、女性：7.4年)
- ・【任期の定めのない常勤職員以外の職員】給与月額の高い技術職員における男性職員の割合が高いため、男性職員に比べ女性職員の平均給与が低くなっている。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について

- ・「—」と記載されている項目には女性職員は在籍していない。
- ・(1)本庁係長相当職、(2)21～25年の女性職員には部分休業取得者が含まれているため、女性職員の平均給与が低くなっている。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	0 %

【説明欄】

R8. 4. 1 時点の職員数を基に算出。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	0 %
本庁課長相当職	0 %
本庁課長補佐相当職	0 %
本庁係長相当職	8.0 %

【説明欄】

R8. 4. 1 時点の職員数を基に算出。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	%	%	%	%
1週間以上2週間未満	%	%	%	%
2週間以上1月以下	%	%	%	%
1月超3月以下	%	%	%	%
3月超6月以下	%	%	%	%
6月超9月以下	%	%	%	%
9月超12月以下	%	%	%	%
12月超24月以下	%	100 %	%	%
24月超	%	%	—	—

【説明欄】

--

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	— 時間/月
内部部局等以外	7.3 時間/月

【説明欄】

VI 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
一般職	0 %

VII 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

区分	令和8年度
一般職	20.0 %

VIII 離職率の男女差異

令和7年度			
男性		女性	
1.7	%	0	%

IX 女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

・セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

岩手中部水道企業団職員ハラスメント防止規程(平成26年11月19日訓令第29号)を
制定。総務課内に相談苦情窓口を設置し、少なくとも男女各1名以上の職員で対応す
ることとしている。